



近畿税理士会 泉大津支部だより

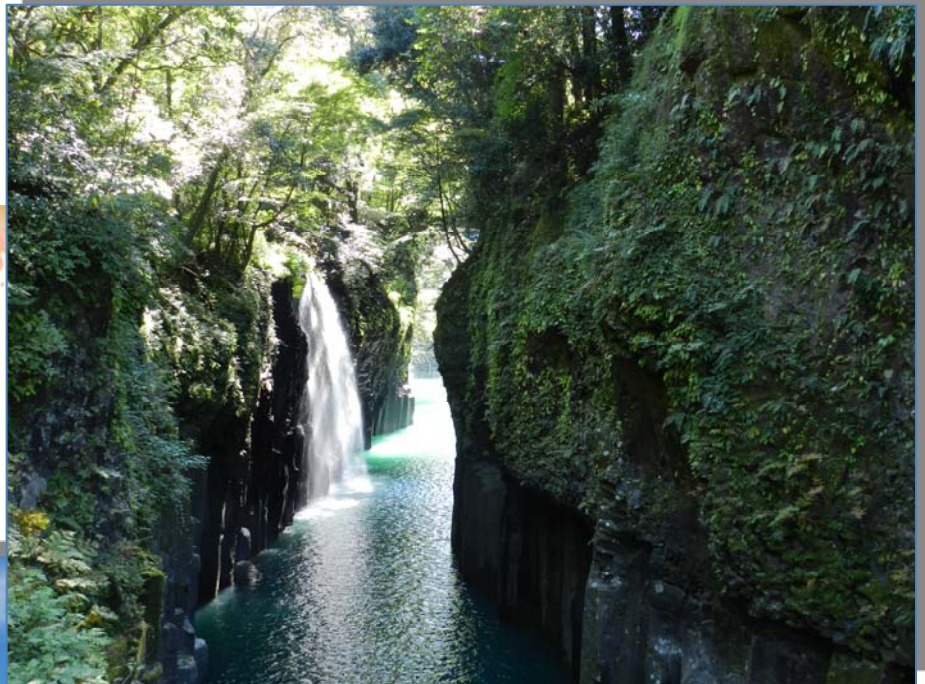
発行 平成 31 年 1 月 25 日

31 年新春号

No. 41

発行 / 近畿税理士会泉大津支部 支部長 石谷 秀志
事務局 泉大津市二田町 1 丁目 11-15 オークハイツⅢ301 号
編集委員 / 真奥 隆・岩間新吾・田中俊英・根尾玲子・杉本あすか

『高千穂峡』（宮崎県）



『青島海岸』（宮崎県）



<写真：笠井 慎五 先生>



【31 年新春号 主な内容】

- | | | | |
|-----|--|-----|-----------------------------|
| 1 面 | 写真『高千穂峡』『青島海岸』 | 6 面 | 寄稿『支部旅行に参加して』 |
| 2 面 | 森福副支部長あいさつ | 7 面 | 寄稿『忘年ゴルフコンペ』、
会員の異動 |
| 3 面 | 租税教育推進委員会より | 8 面 | 最新研修ビデオの紹介、
原稿・写真募集、編集後記 |
| 4 面 | 第 40 回誌上研修
『災害に関連する所得税法(雑損控除)
と災害減免法の適用について』 | | |



新年のごあいさつ

副支部長 森福 清和

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は支部の会務運営に対し深いご理解と多大なるご協力を賜りまして心よりお礼申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

私は研修と情報化対策を担当させて頂いております。研修においては「税理士会員は、一事業年度に 36 時間以上の研修を受講しなければならない。」という受講義務規定が設けられております。会員先生方が、受講義務を達成して頂けるよう研修会の開催に努めてまいります。

また、初めて研修受講時間の公表が平成 30 年度(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)の情報で、平成 31 年 10 月 1 日に行われる予定です。具体的には日本税理士会連合会のホームページ(税理士情報検索サイト)に税理士会員の①受講義務時間(通常は 36 時間)、②受講実績時間、③達成率、④義務時間按分情報(免除期間中、年中途加入の情報)が掲載されることが予定されています。

業務や会場定員等で研修会を受講できない会員先生方にはマルチメディア研修として、税理士会が開催した各種研修会のテキスト・収録ビデオが近畿税理士会のホームページの「近税パソネット 21」内に掲載されています。こちらを利用した研修の受講も、当該収録時間がその研修の受講時間となりますので、「研修受講管理システム」で受講時間の認定申請をされる形でご利用くださいますよう、よろしくお願いいたします。

情報化対策としましては、支部ホームページを逐次更新致しております。具体的には、会員の異動情報、支部だよりの添付などを行っています。また、本年より個人納税者の e-Tax のメッセージボックスの閲覧に納税者本人の電子証明書が必要になりました。このように個人情報などセキュリティの観点等から、e-Tax も変わりつつあり、新たな情報が入りましたら随時支部からご案内させていただきます。

結びにあたりまして、会員先生方のご健康、ご多幸、ご事業の繁栄を祈念致しまして、新年のごあいさつとさせていただきます。



保険事業

全国税理士共済会

～暮らしと事業の安心保障。充実したプランで関与先を応援～
VIP大型総合保障制度
～少子高齢化時代の公的年金を補完。豊かなエルドリーライフを実現～
全税共年金

近畿税理士企業共済会

～企業の健全な発展のため～
総合事業保障プラン

その他

団体所得補償保険、団体医療保険、自動車保険、火災保険
ゴルフ保険

積立年金事業

～税理士及びその従業員が加入できる拠出型企業年金保険～
阪奈積立年金制度 ※満71歳まで加入できます。

共済制度

～個人事業主または会社役員等の退職金にそなえる～
小規模企業共済制度
～中小企業の連綿制度にそなえる～
経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)
～従業員の退職金にそなえる～
中退共(中小企業退職金共済制度)

あっせん事業

～多方面にわたる業務提携。組合員特典を是非ご活用ください～
税理士業務 / 不動産 / 税理士カード・ローン /
健康(PET検診など) / レクリエーション(旅行・宴会など) /
その他(生活雑貨、衣料品、ゴルフ、カーリース、セキュリティなど)
※一部WEB販売(書籍、電化製品など)



大阪・奈良税理士協同組合

万全のサポート体制で、組合員のさらなる発展を目指します！



〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4 (近畿税理士会館11F) TEL (06) 6941-6888 / FAX (06) 6947-2800

租税教室実施報告・講師募集

租税教育推進委員会

平素は、支部の租税教育活動に対して深いご理解と多大なるご支援ご協力賜りまして心より厚く御礼申し上げます。

平成 27 年に独立した委員会として設置されました租税教育推進委員会も早 5 年目を迎えます。年々租税教室への税理士派遣数も増え活発に活動しています。

現在、支部に依頼されている租税教室は小学校・中学校が中心となっており、使用教材としては、日本税理士会連合会が作成している「税って何かな？」を中心とし、副教材として DVD「マリンとヤマトの不思議な日曜日」(対象：小学生)「ご案内しますアナザーワールドへ」(対象：中学生)・1 億円レプリカ・町づくりシートなどを活用しています。

最近では、特に税理士という職業をアピールするために「税理士のお仕事」や「税理士って何かな？」を使用して未来の税理士を育てる授業も行い始めました。税金の仕組みや、その使われ方、税金の必要性・種類など児童・生徒たちにより興味を持ってもらえるように各講師の先生方が工夫を凝らして授業をされています。

租税教室の依頼は、学校のカリキュラムのため例年 1~2 月が多く税理士の繁忙期に重なっています。平成 29 年度は、17 名・平成 30 年度は、24 名(予定)の税理士を派遣しました。



平成 29 年度租税教室開催実績表

学 校 名	教 材	開 催 日	ク ラ ス	講 師 名
高 石 中 学 校	税って何かな？	2017/7/5	5 クラス	櫻井 善章
				森永 正樹
				高橋 英晴
				根尾 玲子
				小西 儀孝
緑ヶ丘小学校	税って何かな？	2018/1/17	3 クラス	松本 直哉
				中塚 高志
				真奥 隆
羽衣学園中学校	税って何かな？	2018/1/25	2 クラス合同	根尾 玲子
高 石 小 学 校	税って何かな？	2018/1/29	2 クラス合同	齋口 和夫
東忠岡小学校	税って何かな？	2018/1/29	3 クラス	小西 儀孝
				櫻井 善章
				大西 博己
忠 岡 小 学 校	税って何かな？	2018/2/1	2 クラス	森永 正樹
取 石 小 学 校	税金すごろく	2018/2/8	2 クラス	岡野 彩可
				高橋 英晴
				奥西 俊伸

平成 30 年度租税教室開催実績及び予定表

学 校 名	教 材	開 催 日	ク ラ ス	講 師 名
高 石 中 学 校	税って何かな？	2018/7/9	5 クラス	小西 儀孝
				高橋 英晴
				岡野 彩可
				馬場崎 淳
				森永 正樹
高 陽 小 学 校	税金すごろく	2019/1/10	2 クラス	岩間 新吾
芦 部 小 学 校	税金すごろく	2019/1/16	3 クラス	真奥 隆
				大西 博己
				奥西 俊伸
緑ヶ丘小学校	税金すごろく	2019/1/18	3 クラス	馬場崎 淳
				高橋 英晴
				松本 直哉
旭 小 学 校	税金すごろく	2019/1/24	3 クラス	中塚 高志
				赤坂 俊次
				赤坂 俊次
東忠岡小学校	税金すごろく	2019/1/29	3 クラス	根尾 玲子
				櫻井 善章
				阪 広久
羽 衣 小 学 校	税金すごろく	2019/1/30	2 クラス	小西 儀孝
				森永 正樹
戒 小 学 校	税って何かな？	2019/1/31	2 クラス	岡野 彩可
				西辻 茂樹
羽衣学園中学校	税って何かな？	2019/2/7	2 クラス合同	西辻 茂樹
				根尾 玲子



近畿税理士会においても租税教育事業は重点施策として取り上げられ、地区相談と同じくこの租税教室も税理士にとって社会貢献の一つとして掲げられています。平成 30 年 6 月 14 日に「租税教育推進の街 いずみ」が宣言されました。今期以降も租税教室の回数はますます増えてくることが予想され、支部としてはそれに対応すべく租税教室の講師育成にも力を入れ、本会等で行われている講師養成研修会に参加しています。

租税教室研修会への参加希望、そして租税教室講師希望者名簿へのご登録を支部事務局までご連絡いただけますようよろしくお願いいたします。



第 40 回 誌上研修

『災害に関連する所得税法(雑損控除)と災害減免法の適用について』

研修委員 松本 直哉

雑損控除について

1) 損害の原因

損害の原因は、次のようなものに限られます。

- ① 災害…震災、風水害、冷害、雪害、干害、雷害、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発など人為による異常な災害又は害虫、害獣その他の生物による異常な災害のような自己の意思によらない不可抗力によって受けた災害をいいます。
- ② 盗難又は横領による損害…詐欺又は恐喝による損失は含みません。

2) 災害を受けた資産の種類と要件

① 資産の種類

雑損控除は、日常生活に必要な住宅、家具、衣類、現金などの資産について受けた損害についてだけ認められます。

棚卸資産、事業の用に供される固定資産及び繰延資産、山林、生活に通常必要でない資産（競走馬「事業の用に供される競走馬を除きます」、書画・骨とう・貴石・貴金属で1組又は1個の価額が30万円を超えるもの、別荘など）について受けた損害については認められません。

② 所有者の要件

その資産の所有者が納税者本人、納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が38万円以下の者であれば、雑損控除の適用を受けることができます。

3) 損害金額の計算

① 資産の損失額

雑損控除の対象となる資産の損失額は、損失の発生した時のその資産の時価を基として計算します。

なお、その資産が家屋等の使用又は期間の経過により減価するものである場合には、上記の時価を基として計算する方法のほかに、その資産の取得価額から減価償却累計額相当額を控除した金額を基として計算する方法を選択することができます。建物で取得価額がわからない場合には「地域別・構造別工事費用表（1㎡あたり）」を利用して算出します。

減価償却累計額相当額は、その取得から業務の用に供されていない資産である場合には、その資産の耐用年数の1.5倍の年数に対応する旧定額法の償却率により求めます。

② 災害等に関連して支出した費用

損害金額には、災害、盗難等に関連して支出した次の費用も含まれます。

(1) 災害関連支出

- イ 災害により住宅家財等が滅失、損壊又は価値が減少したことによるその住宅家財等の取り壊し又は除去のための支出その他災害に付随する支出
- ロ 災害により住宅家財等が損壊又は価値が減少し又は使用することが困難となった場合において、災害後1年以内（大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合は、3年内）にした次の支出
 - (イ) 災害により生じた土砂その他の障害物の除去のための支出
 - (ロ) その住宅家財等の現状回復のための支出（住宅家財等の損失額に相当する部分の支出を除外した金額です。）
 - (ハ) その住宅家財等の損壊又は価値の減少の防止のための支出
- ハ 災害により住宅家財等につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、その住宅家財等に係る被害の拡大又は発生を防止するために緊急に必要な措置を講ずるための支出

- (2) 盗難又は横領による損失が生じた住宅家財等の原状回復のための支出その他これに類する支出（住宅家財等の損失額に相当する部分の支出を除外した金額です。）



③ 保険金などで補填される金額

損失を受けた後で、保険会社や加害者から保険金や損害賠償金、損害保険契約に基づく見舞金、任意の互助組織から受けた損害見舞金なども損害金額から控除します。

④ 雑損控除額

次のイとロのうちいずれか多い方の金額です。

イ (①資産の損失額+②災害関連支出-③保険金等) - 所得金額の 10 分の 1

ロ ②災害関連支出の金額-5 万円



4) 雑損失の繰越控除

雑損控除の金額が総所得金額等の合計額から分離課税の譲渡所得にかかる特別控除を差し引いた残額を超える場合には、その超える金額を繰り越して、翌年以降 3 年間各年分の所得金額から順次差し引くことができます。

5) 手続

この控除を受ける場合には、損害を受けた資産の明細等がわかるもの（例えば、「災害を受けた資産の明細書」）を確定申告書に添付してください。また、損失の額の中に災害等に関連する支出の金額がある場合に、その支出金額を領収した人のその領収を証する書類を確定申告書に添付するか、又は確定申告書を提出する際に提示する必要があります。

災害減免法

1) 損害の原因

災害による損失に限られます。雑損控除の盗難又は横領による損害は対象外です。

2) 災害を受けた資産の種類と要件

① 住宅及び家財（生活に通常必要な資産は含みません）に限り、損害金額が住宅又は家財の価額の 2 分の 1 以上であることが必要となります。

② 雑損控除と同様にその資産の所有者が納税者本人、納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が 38 万円以下の者であれば、適用できます。

③ その年分の総所得金額等の合計額が 1,000 万円以下の方に限り適用することができます。

3) 災害減免額の計算

災害減免法により軽減又は免除される所得税の額の表

所得金額の合計額	軽減又は免除される所得税の額
500 万円以下	所得税の額の全額
500 万円を超え 750 万円以下	所得税の額の 2 分の 1
750 万円を超え 1000 万円以下	所得税の額の 4 分の 1

4) 手続

減免を受けようとする人は、確定申告書等に、その旨、被害の状況、損害金額を記載し、所轄税務署に提出しなければなりません。

留意事項

1) 雑損控除、災害減免法による税額軽減は選択適用です。

2) 災害減免法は 2 分の 1 以上の損害がなくてはなりませんので、一部の損壊では適用できません。

3) 災害減免法は損害金額が所得金額を超える場合でも、雑損控除のようにその超える金額を翌年以降に繰り越すことはできません。

4) 災害によって申告などの期限延長を受ける場合には、災害の指定等を受ける必要がありますが、上記の災害減免法で所得税の減免を受ける場合には、指定等を受ける必要はありません。



その他

～雑損控除はシロアリ駆除も対象～

シロアリによる被害は、害虫その他の生物による異常な災害に該当し、修繕に要した費用及びシロアリ駆除費用は雑損控除の対象となります。ただし、シロアリ被害を事前に防止するための費用は、応急的措置にかかる費用でないことから、雑損控除の対象とはなりません。



支部旅行に参加して

米屋 裕生

10月12日、13日と支部旅行に参加させて頂きました。

行き先は宮崎県。初日はゴルフ組と観光組に分かれるという今回の旅行。私は、ここ数年ゴルフに熱中していることもあり、下手ではありながら、ゴルフをすることにしました。

伊丹空港を出発後、1時間ほどで宮崎空港に到着。送迎バスでゴルフ場へ向かい、到着後、ゴルフ組はそこで下車、観光組はそのまま日南方面に観光へ。ちなみに今回プレーするゴルフ場はプロのトーナメントも行われている名門フェニックスカントリークラブ。わくわく感がとまりませんでした。コースは松林に囲まれており、普段味わうことのない景色に驚かされました。昼食は宮崎牛を使用した牛丼を注文。期待を裏切らない美味しさでした。ゴルフ場スタッフの話によると、あのタイガーウッズも絶賛し、ペロリと2食を完食したとか。天気もよくて、最高のコンディションの中プレーを楽しむことができました。

2日目は国の名勝、天然記念物にも指定されている高千穂峡谷へ。ホテルからバスで移動後、山道を歩いて神社などを観光。そのなかでも、真名井の滝の迫力と美しさには感動しました。川の水も透き通ったエメラルドグリーン。文句なしのパワースポットでした。

今回の旅行を通して、支部の先生方との親睦を深めることができ、また普段の疲れが癒され、非常に楽しい旅行でした。





忘年ゴルフコンペ

杉本 光伸

忘年ゴルフコンペが平成 30 年 12 月 14 日、19 名が参加して、天野山カントリークラブで行われました。当日は、気温が 10 度と厳寒でありましたが、風がなく、楽しくラウンドできました。

コースの至るところに過日の台風の被害で樹木がなぎ倒されており、自然災害の過酷さを改めて思い知りました。

天野山カントリークラブのグリーンの状態は大変難しく、午前中のコースでは重く、午後のコースでは逆に大変早く、参加者全員パターに悩まされ、私も 3 パットが午前 4 ホール、午後 2 ホールで、大変パターに苦しみました。

ハンデ頭の幸野先生、高岩先生、大同生命の多田氏と同組で回らせて頂き、対抗意識を燃やし、おかげで優勝する事が出来ました。

ゴルフ終了後、泉大津市の「美彩美食 小津」で忘年会が行われ、その日のゴルフの思いや税務指導、消費税について専門家としての意見交換など楽しく過ごす事が出来ました。

次回は 4 月中旬、和泉市の関空ゴルフクラブで予定しております。多数の参加を宜しくお願い致します。



会 員 の 異 動

平成 31 年 1 月 15 日現在・・・会員数 126 名（内税理士法人 3）

<転 入>

H31.1.9 くらたに あつし 倉谷 厚志 先生（東成支部より）
登録番号：108878 生年月日：S34.1.20
和泉市伏屋町 5-3-2-1206 号
TEL：0725-57-4506/FAX：0725-57-4506

<ご逝去>

～謹んでお悔やみ申し上げます～
H30.8.9 瀧澤 徳行 先生
H30.11.27 東 正治 先生

最新研修DVDの紹介

支部事務局では、研修DVDを整理保管しておりますので、自己研鑽の一助としてご活用ください。
また新着情報につきましては、支部だより等で随時お知らせします。

<マルチメディア研修（日税連）>

「平成 30 年度税制改正について」

<プロフェッショナルセミナー>

「NPO法人の会計と税務」

<大阪・奈良税理士協同組合主催>

「相続税申告書の土地評価資料作成の勘どころ」

<近畿税理士会主催>

「税理士の専門家責任研修会」

「平成 30 年度中小企業支援に係る研修会」

「中小企業支援施策研修会」

<地域研修会>

「民法・相続税法の最新動向・重要判例と法改正」



<全国統一研修会>

「不動産評価で注意したい事

～最近の課税庁の判断と税制改正～」

「税法では語りつくせない税務調査の話

～質問応答記録書の落とし穴～」

「小規模宅地等の特例について

～平成 30 年度改正項目を中心に～」

「民事信託 『受託者の実務と受託者課税』

・法人課税信託の諸課題」

「相続税の課税財産の範囲を検証する

～納税者勝訴判決を題材として～」

「収益認識会計基準の創設と法人税法の改正」

<法学ゼミナール>

「租税回避を認定し、これを否認する『打ち出の小槌』
はない」

「相続法改正と相続税法」

原稿・写真募集 !!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。

アドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>

広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。

寄稿はお気軽に、趣味・エッセイ・業務に関すること・日頃の疑問等、テーマはご自由ですので、是非ともご寄稿をお願いいたします。

写真もテーマはご自由に撮影場所等記載のうえお送りください。

なお、印刷上、写真は背景が青空など日中の明るい場所が好ましいです。夜景等は、わかりにくい傾向があります。

また、お送りいただいた原稿・写真は、紙面に限りがあり、掲載できない場合もありますので、その際はご了承ください。

お問い合わせは、泉大津支部事務局まで

TEL : 0725-33-7400 / FAX : 0725-33-7405

e-mail : izumiootusibu@theia.ocn.ne.jp



編集後記

新年明けましておめでとうございます。

平成最後のお正月を穏やかにお迎えだったと思います。昨年は自然災害等が多く、選ばれた今年の「今年の漢字」は『災』でした。今年は、出国税の導入、天皇退位、改元、G20大阪サミット、ラグビーワールドカップの開催、消費税の改正などがあり、税理士にとっては研修受講時間の公表が行われます。まさしく激動の年になるのでしょうか？飛躍の年・平和な年になればと思います。

さて、「平成」最後の31年の新春号ですが、今回も皆様の寄稿のおかげで完成いたしました。森福副支部長のごあいさつは担当の研修・情報化対策について重要なことをお知らせくださいました。租税教室実施報告は租税教育の大切さ、講師の先生の不足を切に感じました。誌上研修は今必修の災害に対する税法の取り扱いについて分かりやすく勉強になりました。また、支部旅行や支部ゴルフコンペに参加された感想文を楽しさと感動を感じながら拝読しました。御忙しい中寄稿にご協力くださいました諸先生方誠に有難うございました。今年も皆様のご寄稿を宜しくお願い致します。寒い季節の繁忙期です。皆様ご自愛ください。益々のご事業のご繁栄とご健勝をお祈り申し上げます。(R.N)